

令和6年8月9日（金）午前9時30分より、8月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場2階協議会室にて開催した。

議題	議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）
	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）
	議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）
	議案第4号 農用地利用集積計画における所有権移転について（推進機構）
	議案第5号 令和6年度大刀洗町農地利用集積計画（案）（11月分）について
	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
	その他

次回農業委員会開催期日 (予定) 令和6年9月10日（火）午前9時30分より

【出席委員】	2番 棚町泰	3番 平田信継	4番 實藤正敏	
	5番 白石和雄	6番 久保満	7番 井手国春	8番 矢野等司
	9番 佐田敏弘	10番 樋口安子	11番 柳繁彰	
	12番 秋吉馨	13番 花田由美子	14番 渡邊芳治	15番 山見良一
	16番 黒岩末義	17番 平田利雄	18番 河野政之	19番 松本清美
【欠席委員】	1番 森田和範			

事務局 矢永 孝治 辻 祐介 辻 清人

議長 柳 本日の議事録署名人は17番、18番の方お願いします。

事務局 矢永 (付議事項の朗読)

付議事項 (議事録署名委員の指名17番、18番)

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 外4名より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 より、農地の転用に伴う許可申請が農地法第4条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）

●●氏 外3名より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第4号 農用地利用集積計画における所有権移転について

議案第5号 令和6年度大刀洗町農地利用集積計画（案）（11月分）について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

＜事務局 議案第1号 農地法第5条1番申請内容朗読及び説明＞

事務局 辻 転用目的は自己用住宅になります。

申請地は、都市計画法の用途地区内の第二種低層住居専用地域で第3種農地判断となります。雨水は東側の既存の側溝に放流する計画です。上下水道も東側の道路に埋設されており、既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてはコンクリートブロック3段を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

19番 松本委員 両筑土地改良区の地上権が入っている部分からは離して家を建てられるとのことで問題はないかと思います。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

6番 久保委員 農地の真ん中に家を建てるみたいですがどうしてですか。

19番 松本委員 子どもが歯医者で隣で開業する予定との話を聞いています。

議長 柳 真ん中に建てる分には問題はないですか。

事務局 辻 1種農地で真ん中だと集落接続が認められない場合には建てれないケースもありますが、今回は3種農地で原則転用可能な農地であるため、用排水など周囲の農地への影響がなければ農地法上の問題はありません。周囲の農地の所有者及び耕作者は全て同一であり、転用計画の内容で了承されています。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号2番の説明をお願いします。

＜事務局 議案第1号 農地法第5条2番申請内容朗読及び説明＞

事務局 辻 転用目的は宅地分譲7区画になります。

申請地は、都市計画法の用途地区内の第一種住居地域で第3種農地判断となります。中央部分に開発道路を作り、雨水は各所に集水枡を設け、東側の既存の側溝に放流する計画です。上下水道も東側の道路に埋設されており、既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてはコンクリートブロック2～4段を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。宅地部分のカーポートが1m程農地に越境しており、計画では取り壊される予定ですが、顛末書が添付されております。内容としては、どちらも自分の所有地で境界が曖昧なまま20年以上前に駐車場を増築していたところ、今回の境界確定測量により1.5m越境してコンクリートを打設してしまっていたことが判明したということです。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

19番 松本委員 事務局の言われた通りです。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

6番 久保委員 現地はかなり草木が荒れてましたがずっと前から荒れていたんですか。

10番 樋口委員 宅地に囲まれていて、外から見えるような場所でもなく、そもそも農地と思っていませんでした。これまで気付かず申し訳ございません。

6番 久保委員 道幅はどれくらいあるんですか。

事務局 辻 道路からの入り口部分は9mあり、それ以降は6m幅になっているようです。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号3番の説明をお願いします。

＜事務局 議案第1号 農地法第5条3番申請内容朗読及び説明＞

事務局 辻 転用目的は集合住宅2棟18戸になります。

申請地は、集団性や公共投資も無く、第1種農地と第3種農地の要件を満たさない農地であり、第2種農地となります。雨水は西側及び南側の既存の側溝に放流する計画です。上水道は南側、下水道は東側の道路に埋設されており既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてはフェンス付きコンクリートブロック3段を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

10番 樋口委員 この他にも排水がありますが、そちらには流さないそうです。別にございません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号4番の説明をお願いします。

＜事務局 議案第1号 農地法第5条4番申請内容朗読及び説明＞

事務局 辻 転用目的は集合住宅2棟10戸になります。

申請地は、3番の隣接地で、集団性や公共投資も無く、第1種農地と第3種農地の要件を満たさない農地であり、第2種農地となります。雨水は西側及び南側の既存の側溝に放流する計画です。上下水道は南側の道路に埋設されており既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてはフェンス付きコンクリートブロック3段を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

10番 樋口委員 先程とほぼ同じ内容です。特にありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

18番 河野委員 融資証明だけでなく自己資金が確認できるものはないんですか。

事務局 辻 融資証明の金額だけで資金が足りているため、自己資金関係の書類はありません。

18番 河野委員 そうではなくて、アパートを建てれても今後経営していくだけの資力があるのかは確認しなくていいのかという意味で聞いております。経営ができなくなったら今度は空き家的な問題が生じてしまうことになりますよね。

事務局 辻 基本的には工事が完了するまでの資金が問題ないかを確認するためのもので、将来的な経営資金まで確認を求めるのは厳しいかと思います。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号5番の説明をお願いします。

＜事務局 議案第1号 農地法第5条5番申請内容朗読及び説明＞

事務局 辻 転用目的は露天資材置場になります。

現在既存の資材置場として利用している所が残土を高く盛りすぎて危険なので分散するよう県からも指導を受け、新たに資材置場を取得される計画です。申請地は、都市計画法の用途地区内の準工業地域で第3種農地判断となります。雨水は西側及び南側に無蓋側溝を新設し、南側の用水パイプから放流する計画です。給水なし、汚水雑排水は発生しません。被害防除措置は土壁と側溝の新設です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

15番 山見委員 行政書士が申請書を持ってきた時には側溝を作る計画ではありませんでした。ここを資材置場にしてしまうと北側からの用水が流れなくなってしまうのではないかと思い、南側の耕作者の方と一緒に現地を確認しに行きました。南側の農地は申請地から用水パイプで給水しており、北側からの用水の流れが必要だったため、無蓋側溝を作るよう話をし、この図面に変わってます。一点確認が必要なのが●●委員がこの隣を耕作してて、水は申請地からも来てるんじゃないかと思いましたが、水はどこから来てますか。

●●委員 北側の農地からかけ落として来てます。

15番 山見委員 だったら申請地からの水は問題ないですね。

●●委員 私は全然使っておりません。

10番 樋口委員 道路側の大豆を作っているのは畑ですか。

15番 山見委員 そちらはまた別の所から水は来るみたいですが、そこも本当は転用したいそうです。所有者が海外にいるため時間がかかっているそうです。豆が終わる頃に申請できるんじゃないかと言われてます。関係者は申請者の元で働いているため話は通っているみたいです。無番地の道路が狭いんでダンプが通れるんやろうかとは思ってます。役場に聞いたり里道だから地元管理の道路になると言われてるみたいです。

●●委員 そこは狭くて U ターン場所もないためトラックも一番奥までいって切り替えさんと難しいです。

議長 柳 セットバック 2 m するみたいですが入口の部分が狭いですよね。

事務局 辻 申請者も本当は東側の農地も一度に転用してそちらから出入りされたいそうですが、時間がかかるており、先にこの申請地だけでも利用できないかということで申請されています。

18 番 河野委員 奥に家があるみたいですが、そちらは下水道を使われてるんですか。もし下水道を使っているのであれば里道の中に下水道が埋設されているでしょうから、土を積んだ 2 トンや 4 トンダンプが通ったら壊れてしまうんじゃないですかね。

事務局 辻 建設課に確認しておきます。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。

9 番 佐田委員 雨水の排水先はどうなってるんですか。

事務局 辻 西側及び南側の無蓋側溝から用水パイプを通って南側の農地に流れる計画となっています。

9 番 佐田委員 南側の農地の人はそれで大丈夫なんですかね。雨水がいっぺんに流されてしまうと麦は作れんんじゃないですかね。

事務局 辻 所有者と耕作者からは用水関係での確認はありました、排水についてはどう思われているか確認できていません。そちらも確認しておきます。

15 番 山見委員 ●●さんは排水はどうしてますか。

●●委員 自分のところは一番東側に落としています。

事務局 辻 西側にも排水路があるので、そちらからも排水はされるのではないかとは思われますが。

9 番 佐田委員 農地の雨水の排水と資材置場になってからの雨水の排水は変わってくるでしょうからね。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。色々と話がありましたが、進入路については西側の農地が転用できるようになったら里道ではなく、そちらから出入りすることと条件を付けたいと思いますがいかがでしょうか。雨水の排水については関係者の確認をお願いします。他になければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は举手をお願いします。ありがとうございます。賛成多数で許可相当となりました。

それでは、議案第 2 号 1 番の説明をお願いします。

＜事務局 議案第 2 号 農地法第 4 条 1 番申請内容朗読及び説明＞

事務局 辻 転用目的は宅地拡張になります。

議案第 1 号 2 番と関連がありますが、既存の宅地を宅地分譲の開発道路部分として売却し、南側の農地の一部を隣との緩衝地として拡張したい計画です。申請地は、都市計画法の用途地区内の準住居地域で第 3 種農地判断となります。雨水は自然流

下です。給水なし、汚水雑排水は発生しません。被害防除措置は既設・新設のコンクリートブロックです。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

19番 松本委員 問題ないです。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第3号1番の説明をお願いします。

＜事務局 議案第3号1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明＞

事務局 辻 1番は畠3筆1, 130m²の贈与です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

5番 白石委員 威っ子に農地をあげるそうです。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

議長 柳 続きまして、議案第3号2番の説明をお願いします。

＜事務局 議案第3号2番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明＞

事務局 辻 2番は田2筆1, 045m²の贈与です。

議長 柳 担当委員さんは欠席ですが、事務局何か聞いてますか。

事務局 辻 叔父さんの農地で、譲受人がずっと耕作していたそうで、問題はないそうです。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第3号3番の説明をお願いします。

＜事務局 議案第3号3番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明＞

事務局 辻 3番は畠1筆1, 002m²の贈与です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

6番 久保委員 親子です。問題ありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

議長 柳 続きまして、議案第3号4番の説明をお願いします。

＜事務局 議案第3号4番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明＞

事務局 辻 4番は畠2筆1, 921m²の売買で7, 684, 000円です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

10番 樋口委員 特にありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第4号の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号 農用地利用集積計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番については畠1筆958m²の売買で525, 000円です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第5号の説明をお願いします。

<事務局 議案第5号 令和6年度大刀洗町農地利用集積計画（案）（11月分）について説明>

事務局 辻 基盤強化法による11月1日開始の利用権設定になります。

先月からの追加分になります。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、報告第1号の説明をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約がっておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。それではこれで全ての議事の審議を終わります。